

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第11章 災害時の対応

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(災害時の議会对応)</p> <p>第25条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めなければならない。</p>	<p>「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」、</p> <p>「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」を整備している。</p>	<p>○有事の際の対応に不安がある。</p> <p>○BCPがない。</p>	<p>○議会審議を継続するための条例整備等について検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症が拡大した際の議会としての新たな対応について検討していく。</p> <p>○災害時におけるタブレット端末活用方法について研究していく。</p> <p>○議会防災訓練の実施について検討していく。</p> <p>○要領・マニュアルの見直し</p> <p>○BCPの策定</p>	B	無
<p>2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。</p>				ー	無